

平成二十六年六月十三日受領
答弁第一九三号

内閣衆質一八六第一九三号

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明 殿

衆議院議員辻元清美君提出集団的自衛権の解釈に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出集团的自衛権の解釈に関する第三回質問に対する答弁書

一について

海外における邦人の退避の事例については、邦人が独自に退避した例もあり、網羅的に把握しているわけではないが、政府としては、お尋ねのような事例があったとは承知していない。

二の1から4までについて

御指摘のチャーター船は、米政府により手配されたものであることから、お尋ねの当該チャーター船の船籍、邦人以外の乗客の人数及び国籍並びに当該チャーター船運航に当たつての安全性の確保に係る検討については、政府としてお答えする立場にない。また、お尋ねのような米政府からの「要請」や、両国政府間における「取り決め」はなかった。

二の5から8までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十六年五月十五日の記者会見における安倍内閣総理大臣の発言及び御指摘の「事例集」は、安全保障に関する現在の国内法制の課題を分かりやすくお示しすることを念頭に置いたものであり、特定の事態を想定したものではない。

二の9及び10について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、先の答弁書（平成二十六年五月三十日内閣衆質一八六第一六九号）七の1及び2についてでお答えした事例は、海外における情勢悪化を受け邦人が外国政府が手配した船により輸送された事例の一つとしてお答えしたものであり、集団的自衛権の問題と関連してお答えしたものではありません。